

# **Fan Club-A.T 規約**

管理運営責任者 株式会社 Fair Sports Morioka A.T



## 『Fan Club -A.T』メンバー規約

### 第1条（名称）

- ・「Fan Club -A.T」（ファンクラブエーティー、以下クラブといいます）と称します。

### 第2条（管理運営責任者）

- ・クラブは「株式会社 Fair Sports Morioka A.T（以下、管理運営責任者といいます）」（岩手県盛岡市南仙北二丁目 22 番 15 号）が運営主体となり責任法人（者）となります。

### 第3条（目的）

- ・クラブは、管理運営責任者が掲げる経営理念「スポーツ振興と地域貢献」のもと実施する第4条に定める事業を支援することを目的とします。

### 第4条（支援事業）

- ・ワンコインスポーツジム「Gym-A.T」運営事業
- ・女性専用リラックスルーム「R-SAT」運営事業
- ・スポーツ団体、アスリート等支援事業
- ・その他、管理運営責任者が実施する事業

### 第5条（メンバーの資格）

- ・上条に賛同し、管理運営責任者が入会を認めた個人とします。
- ・18歳未満の未成年は保護者の許可を得るものとします。
- ・名称は「A.T Member（エーティーメンバー）」とします（以下メンバーといいます）。

### 第6条（メンバーの不承認）

- ・下記に該当する等、管理運営責任者の判断により入会不承認ならびに除名処分を下す場合があります。
  - ・違法行為者
  - ・暴力団構成員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者
  - ・暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全を脅かす者、またはこれらの団体と密接な関係にある者
  - ・反社会勢力と推察される者
  - ・社会通念上、行動、言動、外見・身なりに不快感を覚える者
  - ・メンバーが本規約に反する行為を行った場合、本クラブに対して著しく損害を与えると管理運営責任者が判断した者
  - ・その他、管理運営責任者が不相当と指定した者

#### 第7条（メンバー規約）

- ・メンバーは、入会申込の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなされます。

#### 第8条（入会）

- ・所定の申込書を管理運営責任者宛てに提出することとします。

#### 第9条（運営アドバイザー/公平性・透明性の担保）

- ・クラブの適正な運営を図るため、管理運営責任者の任命により『運営アドバイザー』を置くことができます（代表1名・副代表若干名）。

#### 第10条（運営アドバイザー 代表・副代表の役割等）

- ・代表および副代表（以下、代表等といいます）はワンコインスポーツジム「Gym-A.T」の運営ならびに第16・17条に定める協賛金の適正な運用について助言することができます。
- ・代表等はクラブの運営等において一切の責任を負うことはありません。
- ・代表等は本人の申し出等により、いつでも退任することができるものとします。

#### 第11条（メンバーの契約期間等）

- ・契約期間は無期限とします。但し、本人の死亡、やむを得ない事由が生じた場合はこの限りではありません。

#### 第12条（ホームページ内メンバー専用サイト/2021年4月開設）

- ・管理運営責任者が運営するホームページ内にメンバー専用サイト（以下、専用サイトといいます）を開設し各種情報を提供します。
- ・専用サイトの情報等はメンバーならびに別途、管理運営責任者を支援中の「Legend Supporter」および「Gold Supporter」のみ閲覧することができます（パスワード入力方式）。
- ・パスワードは概ね12ヶ月毎に更新することとし、メンバー宛メールアドレスまたはファクシミリ等の方法により通知することとします。
- ・メンバーは、管理運営責任者の許可なしに非メンバーである第三者にパスワードを開示することを固く禁止します。

#### 第13条（会計期間）

- ・毎1月1日～12月31日とします（一年間）。

#### 第14条（特典）

- ・スポーツジム「Gym-A.T」、女性専用リラックスルーム「R-SAT」の利用資格を有します

- ・管理運営責任者が取り扱う商品・サービスの割引を受けることができます（一部商品・サービス除く）。
- ・管理運営責任者は運営する専用サイトにメンバーへの謝意を表し氏名を掲載します（本名以外の『ファンネーム』可）。
- ・メンバーは、希望によりメンバーおよびメンバーが関連する団体等の商品、サービス、イベント等情報を専用サイトに申し込み、掲載することができます（無料/ひな形・掲載内容審査有）。
- ・ and more

#### 第 15 条（メンバーの義務）

- ・管理運営責任者は第 4 条に掲げる支援事業に資するため、第 16 条に定める年間協賛金を毎会計期間内に依頼することとし、メンバーは協力するものとし、

#### 第 16 条（年間協賛金額/ 消費税込）

- ・金額（年齢区分なし）： 1 口 5,500 円～
- ・納入いただいた協賛金はいかなる理由においても返却いたしません。
- ・原則、12 月に次年分のご協賛を依頼申し上げます。  
（但し、中途入会の場合は入会時となります）。
- ・協賛金の納入が確認されない場合、第 14 条に定める特典は消滅します。
- ・原則、毎年 1 月に前年分の協賛内容を専用サイトに掲示します。
- ・所得税法の寄付金控除には該当しませんのでご留意願います。

#### 第 17 条（金融機関口座）

- ・管理運営責任者は原則、下記金融機関口座を使用、管理する。  
ゆうちょ銀行 八三八 普通 2676286  
名義 株Fair Sports Morioka A.T

#### 第 18 条（個人情報）

- ・管理運営責任者はメンバーの個人情報をメンバーの許可なく第三者に開示、提供しないものとし、

#### 第 19 条（スペシャル ファンクラブ メンバー）

- ・管理運営責任者は必要により「Special Fan Club A.T Member」を募る事ができます。

#### 第 20 条（サービス等の中止・中断）

- ・天災、火災、停電、感染症、社会情勢の変化ならびに不可抗力な理由によりサービス等の提供が中止または中断される場合があります。それにより発生する損害に対し、本クラブは一切の責任を負いません。

## 第 20 条（合意管轄）

- ・本規約に関する一切の訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 21 条（規約の発効）

- ・本規約は 2023 年 10 月 1 日から発効します。
- ・本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合、原則として管理運営責任者のホームページ内専用サイト等によりお知らせします。その効力はすべてのメンバーに及ぶものとし、異議なく改訂後の規約を遵守されるものとしたします。

以上

### 【管理運営責任者】

法人名：株式会社 Fair Sports Morioka A.T

代表取締役：高橋 晃（たかはし あきら）

所在地：〒020-0863 盛岡市南仙北二丁目 22-15

電話番号：090-4044-8889 ファクシミリ番号：019-601-8842

E-mail①：[gymat@outlook.jp](mailto:gymat@outlook.jp) (PC)

E-mail②：[sportsat8889@docomo.ne.jp](mailto:sportsat8889@docomo.ne.jp) (携帯)

ホームページ：<https://fairsports.net>

主要事業：スポーツジム運営、スポーツ用品等販売、経営コンサルタント等

